

平成26年度第1回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成26年5月19日（月）

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成26年度第1回東京都税制調査会

平成26年5月19日（月）10:00～12:05
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 お一方、まだお見えになっていない委員の方がいらっしゃいますが、始めたいと思います。本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料を確認させていただきます。

左側は、上から順に、本日の「次第」「座席表」「委員名簿」となっております。

また、法人実効税率と地方法人課税につきまして現在議論が行われておりますので、その動きをまとめた「地方法人課税の見直しと法人実効税率について」という資料を御参考にお配りしております。

右側は、上から順に「諮問」「平成26年度検討事項等について（案）」「プレゼンタープロフィール」「講演資料」となっております。お手元にそろっておりますでしょうか。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。

進行は〇〇会長にお願いいたします。

【会長】 おはようございます。本日は、本当にお忙しいところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、「平成26年度第1回東京都税制調査会」を開催いたします。

まず、事務局から報告事項がございますので、よろしくお願いたします。

【主税局長】 それでは、事務局から諮問文について御説明いたします。恐れ入りますけれども、お手元資料1「諮問」をご覧いただきたいと存じます。

御案内のとおり、昨今、法人実効税率の引下げですとか、偏在是正問題など、地方法人課税のあり方に大きな影響を与える議論が各方面で活発になっております。

こうした動きに的確に対応するため、まず「I 諮問事項」の2行目に「今後の我が国の地方法人課税のあり方」と追加いたしました。

次に「2 趣旨」の部分でございますが、2段落目について追加の部分を読み上げます。「昨今、法人実効税率や地方財政調整制度をめぐって地方法人課税のあり方に大きな影響を与える議論が活発化している。地方法人課税は、企業の生産活動を支える地方自治体の公共サービスに必要な財源を賄うためのものである。真の地方自治を実現するためにも、地方税財源を奪う動きには的確に反論していく必要がある」としております。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年度は、委員の皆様の御協力をもちまして、11月19日に中間報告を取りまとめることができました。改めてお礼を申し上げたいと存じます。

今期、当初の知事の諮問、すなわち2年前の5月21日の石原元知事の諮問は、グローバル化の進展や少子高齢化の進む中、社会保障制度のほころび、国や地方における危機的な財政状況、長引く景気の低迷、環境問題など諸課題に的確に対応して、将来世代を含めた都民、国民が未来において希望を抱けるよう、そういうような社会経済を築くために、地方主権の時代にふさわしい地方税制、また、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他、これらに関連する諸制度について検討されたいというようなものでございました。

長引く経済の低迷という事柄につきましては、御案内のようにアベノミクスによりまして回復してまいっておりますが、その一方で、アベノミクスの成長戦略の一つとして、今年度は御案内のように、法人税減税が既に政府税制調査会で取り上げられております。昨年度において地方法人課税と地方交付税につきまして、国のほうで法改正がなされました。それに加えて、今年度の法人税減税に関連して、また新たに地方法人課税論議が予想されております。

そうした背景の中で、今回、舛添知事からの諮問がなされ、今、〇〇局長から御説明ありましたように、今後の我が国の地方法人課税のあり方についての意見も当調査会に求められてございます。今年度は最終答申を取りまとめる年として、これまでの議論、とりわけ過去2年における、お手元にもございますように、中間報告があります。これに基づいて、国の動向を踏まえつつ、しかるべき論点についてしっかりと議論を深め検討し、そして、最終答申を取りまとめたいたと考えておりますので、委員各位におかれましては、今年度もよろしく願います。

私の御挨拶は以上とさせていただきます。

続きまして、事務局から、今年度の調査会の開始に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願います。

【主税局長】 改めまして主税局長の〇〇でございます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より本調査会の運営に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、今、〇〇会長お話しのように、消費税ですとか、法人課税を初めとする税目別の税制改革の方向性ですとか、地方財政調整制度等について御議論いただきまして中間報告を取りまとめていただきました。今年度は答申をいただく年度でございます。この2年間の検討結果を踏まえつつ、11月の答申取りまとめに向け、国・地方を通じた税制全体のあり方について引き続き御検討いただきたいと存じます。

先ほどの諮問事項の説明でも申し上げたとおり、昨今、地方法人課税のあり方に大きな影響を与える議論が活発化しております。こうした中で、26年度税制改正においては、法人事業税の暫定措置の復元が一部にとどまり、一方、法人住民税の一部の国税化がなされたということで、これまで着実に進めてきた地方分権の時計の針を逆回りさせるような改正が行われたところでございまして、都にとって到底承服できないものと考えてございます。

また、我が国の国際競争力向上の見地から、法人実効税率の引下げについて政府税調などで議論されております。法人税の引下げ自体が地方税に影響を与えると同時に、さらに地方法人課税そのものを見直す議論もされているところでございます。これに当たっては、我が国では地方自治体が担う公共サービスの規模が諸外国に比べて大きく、その果たしている役割の大きさも考慮する必要があります。都を初めとする地方は、国の成長戦略とも連動しながら独自に施策を展開しておりまして、日本経済再生を確かなものとするためにも、施策の原資とも言うべき地方の税財源を奪う動きには反論していかなければなりません。

一方、都財政に目を転じますと、平成26年度の当初予算の都税収入は、24年度から3年連続の増収を見込んでおるところでございます。我が国の景気は、堅調な内需に支えられ、穏やかな回復基調が続くと見込まれてはおりますが、都税収入は景気変動に非常に左右されやすいため、引き続き税収への影響を注視していく必要があると考えております。

こうした中で東京都におきましては、「世界一安全・安心な都市」ですとか「世界一の福祉先進都市」を目指して歩みを進めていく必要があります。また、東京オリンピック・パラリンピック開催を起爆剤として、日本経済全体に活力を与える役割も期待されています。

こうした諸課題に継続的かつ安定的に対処するためには、地方自治体が強固な財政基盤を堅持していく必要が

ございます。委員の皆様方には、東京、そして日本の成長に真に寄与する税財政制度の構築に向けて、さらなる御検討を賜りたいと存じます。引き続き何とぞお力添えを心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

初めに、今年度の検討事項について事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、恐れ入りますが、お手元の資料2「平成26年度検討事項等について(案)」をご覧くださいと存じます。

初めに「I 検討事項」でございます。

当調査会は、平成24年5月に知事から諮問を受け、平成24年度、25年度に、その間の検討成果を「中間報告」として取りまとめました。平成26年度は答申取りまとめへ向け、1及び2に掲げてある事項について御検討をお願いしたいと考えてございます。

1つ目は、「直面する税制上の諸課題に関すること」でございます。

税制の抜本改革を初めとする国の動向等を見据えつつ、法人実効税率や地方財政調整制度のあり方など、地方法人課税の課題を初めとする直面する税制上の諸課題について御検討をお願いできればと存じます。

地方法人課税をめぐる最近の動きにつきましては既に御承知のことと存じますが、お手元の左上に参考資料としまして「地方法人課税の見直しと法人実効税率について」という横長のものをお配りしてございます。後ほどご覧いただければと思いますが、3点ほどポイントのみ御説明をさせていただきますと、資料の1ページから3ページは、地方法人税にかかる「平成26年度税制改正」の概要とその影響をお示ししております。

2ページにございますとおり、「法人事業税の暫定措置」は、3分の1が法人事業税に還元されておりますが、なお、都におきましては平年度ベースで1,400億円程度の減収となります。

また、3ページにございますとおり、法人住民税の一部国税化によりまして、都におきましては平年度ベースで1,800億円程度の減収となるものでございます。

4ページから9ページにかけましては、今まさに政府税調等におきまして検討されております「法人実効税率」にかかる動きについて概略をお示ししております。この中の9ページにございますように、法人実効税率を仮に引き下げた場合、国税である法人税の税率のみを引き下げた場合でも、地方税の法人住民税は減少いたしますし、さらには、地方法人特別税を単に廃止をして、法人事業税に還元しないといった動きも見られるところでございます。

10ページから11ページにかけましては、こうした議論に対する財界、そして地方からの動きをお示ししておりまして、最後の11ページにございますように、5月13日の関東地方知事会議におきましては、法人実効税率の引下げを行う場合は国税で対応すること、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保することなどを国に緊急提案していくことが決定されております。

恐れ入りますが、資料2の「平成26年度検討事項等について」にお戻りいただきたいと存じます。

検討事項の2つ目でございます。「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」でございます。

グローバル化の進展や、少子高齢化といった社会経済構造の大きな変化を見据え、真の地方自治を確立する観点から、国・地方を通じた中長期的な税財政制度全体のあり方、その他これらに関する諸制度について御検討いただきたいと考えてございます。

次に「II 検討スケジュール」でございます。

小委員会での検討の後、総会を2回程度開催していただき、平成26年11月を目途に答申の取りまとめをお願いしたいと考えてございます。

なお、国の動向等により特に必要が生じた場合には、別途御相談をさせていただきながら、例えば緊急提言を行う等の対応も考えていきたいと存じます。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今、説明がありました平成26年度検討事項等について御質問があればお願いいたします。また、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 委員をさせていただいております〇〇でございます。

検討事項については、事務局の説明どおりでいいと思っておりますが、そのスタンスとして、相手を責めるというか、そういうひどいことをするのはけしからぬというトーンだけでは説得力が増さないと思いますので、ぜひとも今後の検討においては、より建設的な観点でこれを御議論いただければと私自身も思っておりますし、そういうような形で私も発言させていただきたいと思っております。

特に、先ほど事務局から説明がありました今年度から地方法人税というものが新設されたということ、これは多分に地方消費税が引き上げられるということになって、これが本来は地方消費税というのは地方法人二税よりも偏在性が地域間で少ない税だと言われていながら、実は交付税制度の中で超過財源が交付団体に生じるところが発端になって議論が起こっているというところは十分に踏まえなければならない問題だと思います。

つまり、法人課税の問題だけではなくて、地方消費税の税収構造、地方交付税の配分の仕組み、そういったものがもろもろ絡み合っている問題だと思いますから、そういうようなところから検討事項の1のところは踏まえつつ、どうしてそういう議論が出てきたのかということも、深く根本から考えたほうがいい。つまり、本来は地方消費税ならば地域間の偏在が少ないと言いながら、結局、さらなる地域間の偏在是正のために地方法人税というものが新設されてしまったといういきさつなわけですから、そこがどうしてそういう議論になったのか、ないしはそういう議論に、つまり、地方法人税というものをひょっとしたら10%の消費税が上がるときにさらに拡大するという話もありますから、そういうことが地方法人税というもので対処していいのかどうかというところは多分に地方消費税の地域間の税収構造、税収配分、それが影響しているというところなので、そこまで根ざした形で議論をしなければならないと思います。

もう一つは、地方法人課税のところ、私は政府税制調査会の委員もさせていただいていますが、全然政府税制調査会の代表する意見を申し上げるつもりではありませんけれども、今のところ出てきている話では、恒久的な措置には恒久財源を当てるということと、それから、税収中立ということを非常に強く意識しているというところは忘れてはならないところだと思います。

ですから、法人実効税率の引下げということイコール減収ということばかりではない。ほかの代替財源があって税収中立が実現するということがあつての議論なのだろうと思いますので、税率を引き下げることを捉まえてけしからぬと言っても詮ない話でありまして、場合によっては、これも全く予断を許しませんけれども、法人課税のところでは減収になるかもしれないけれども、個人住民税のところでは増収になるとか、そのような別の税で増減税がつり合うというようなこともひょっとしたら今後の議論の中から出てくるかもしれないということなので、そこまでの視野を持って最終的にはどうなったのかということを見つめながら、ここで議論ができればいいのではないかと思います。

以上です。

【会長】 御意見ありがとうございます。ほかに。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この議論になじむかどうかあれでございますけれども、私もいろんな地方の首長やいろいろなケ

ースで勉強させていただいた考えの一端を申し上げますと、東京がエンビーの対象になっているのは相変わらずです。だけれども、それはリアルな現実に基づいたことであって、特に地方では高校生諸君が地元で働きたくても働く場所がない、やむを得ず大都市に出て行って、そのまま大都市で暮らすようになる。これに対して全国知事会などは、途中まで育てた人材を大都市が連れて行って自分のところ云々というような議論があるようではありますが、そこで、これは税制の仕組みだけの問題ではないと思っております、例えば経済産業省などはもっと真剣に、農水省もそうございましょう、地方が独立して食べていけるようなそういう成長戦略という際物の議論ではなくて、もっと腰を据えて地方の定住人口が減らないようにしたり、就職できる場所をふやしたりしていくことが必要だと思うのです。これに対して東京都は何ができるか。私はできることは随分あると思うのです。地方の意見を東京都が僭越ながらお断りして、地方が東京に何を期待するか。東京都のサプライチェーンとかいろいろな仕組みで何か東京が役に立てることがあるはずだということを、うちの区では50の自治体と連携をしておりますので、調査をして、我々の区が東京であなたたちのために何かお手伝いできることがあれば御意見を聞かせてほしいというのを、私の区は小さな研究所を持っておりますので、そこで学者の先生方にクエスチョネアをつくっていただいてやりたいということを既に始めました。

最後にいたしますが、そういう中で具体的にいろんなことがあるわけです。一例を言えば、福島の桃が風評で競りの値段が最初から低く抑えられて、山梨の桃に比べて最初から70円も違ってスタートする。そうすると、大手のコンビニエンスが一気にそれを買う。こういうようなことはあってはならないということを福島県知事や当時の福島市長から陳情を受けて石原元知事をお願いをしたところ、即日市場長に対して公平に扱えとすることがあったのです。細かいことかもしれませんが、東京がそういう経済センサスで49兆8,000億稼ぎ出している23区の区長会の会長としては、今、区長会として何ができるのかということを経営に呼びかけようということを相談し始めました。ぜひ、この税制調査会におかれても、そういう方向に都政の中で広げていただければうれしいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。

検討事項について法人税の話が出てきていますが、ここでは、恐らく地方法人税率が下げられるということ懸念されているのだと思います。

多分そこで要求すべきことはこういうことではないのかなと思います。つまり、2番目に、「真の地方自治の確立に向けた云々」と書いてありますが、真の地方自治の確立には東京都がフリーハンドであることが重要であって、税源に関してその何が重要かということ、地方法人課税の制限税率を外すように国に要求することだと思うのです。税収を確保したければ、国は標準税率を下げれる場合は、制限税率がなければ東京都が「真の地方自治」のために必要とあらば単に税率を上げればいいだけの話です。自治を主張するのならば、本来ならそのような検討課題ということを確認すべきだと思います。

以上です。

【会長】 ほかにいかがですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。

資料2の検討事項は、正直言うと一体何を検討すればいいのかよくわからないところがありまして、最初のほうは国のほうが法人関係税でいろいろ言うからそれに対応しなければならぬということだと思うのですけれども、都税調は政府税調と違っていて単に言うだけの組織であって、これはなかなか難しい話だと、前から問題になっていることだと思うのです。実際的意思決定に向けた意見調整というよりは、こういう意見もありますと

というようなことをどれだけ言えるのかということになると、相当本来ならばアジェンダを先取りしなければならぬのですけれども、外から設定されたアジェンダに対応する話になると、なかなか〇〇委員が言ったように建設的な意見ができない。向こうが破壊活動をしている場合には、それを否定すること自体が建設というか、メンテナンスにはなると思いますが、それはさておいて、これはちょっとアジェンダの設定としてはややしんどいだろうなと思います。

それはむしろ圧力団体として、ちゃんと活動していただくということが大事かと思えます。大事なのは、むしろ2のほうです。将来的なことについてどこまで視点を持てるかであります。ちょっと景気が回復しているからとかそういう話ではなくて、今後20～30年の中で東京が恐らく相当な高齢化をしていって、全体として日本は人口減少になって、いずれアベノミクスも効果がなくなって、いずれ人口動態に従って経済が縮小していく。しかし、高齢化は非常に進んでいく、しかもロットが東京の場合大きい。というような、もうちょっとアジェンダを先取りするようなことをしていかないと存在意義というのがないのではないかなと思います。そういう意味で、これまででもいろいろと真の公平性について議論してきたかなと思うので、中長期的な見識を持った、もう少し将来の国に対して、こういう論点についてどう考えるのかという方向で検討できればと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

まだ御意見等あるかと思いますが、議論については後ほど〇〇先生の御講演後の質疑応答のその後に時間的余裕があるかと思えますので、そこで御議論はしていただきたいと思えます。あくまでこれは会長としてのお願いでございますが、本調査会は東京都の税制調査会であるということと、納税者である都民の御納得がいくような形での税制の方向づけというのが、やはり国のことはもちろん考えなければなりません、優先順位としては、まずもって都民のウェルフェアの増進なのではないか。そういう観点から、今いろいろな御意見を賜った中で、貴重な御意見、ごもっともな御意見ということもあろうかと思えますが、この検討事項Ⅰ、Ⅱに基づいて検討をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、有識者ヒアリングに移りたいと存じます。

本日は、東京大学大学院の〇〇教授にお忙しい中お時間をいただき、当調査会にお越しいただいております。先ほど〇〇委員から出た中長期的な観点というのは、また後ほど事務局のほうからもお話があるかと思えますけれども、先生からも持続可能な少子高齢社会の構築に向けた税財政のあり方を考えるというテーマで本日御講演いただきますので、今後の今年度の議論に有益な御示唆を頂戴できると思っておりますので、楽しみにしております。

〇〇先生のプロフィールはお手元の資料をご覧くださいと存じます。

では、事務局はこれから準備をお願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、準備が整いましたので、〇〇教授、よろしくお願いいたします。

【教授】 〇〇でございます。

本日は、お招きいただきありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

最初に、弁解から始まってもしょうがないのですけれども、非常に非建設的な始まり方なのですが、いただいたお題というか、強制して依頼されたというわけではないのですけれども、一応この会の趣旨ということで、私の専門が社会学でございますので、皆様にとってどれぐらい有益なお話をできるかどうか自信がありませんがよろしく願いいたします。中長期的なという話がありましたが、持続可能な少子高齢社会の構築に向けた税財政のあり方のほうをこちらのほうで皆様御議論されるわけですが、その背景となるようなお話を今日させていただきたいと思えます。基本的にはどういう背景があるかという実態のお話しと、その実態をどう読み込むのがよ

いのか、望ましいのかというようなことを私のほうから情報提供させていただくというのが本日の狙いでございます。

大きくは3つほどのトピックに分かれます。

1つは、社会学の中でも人口動態です。少子高齢化で代表されます人口動態と社会階層についての研究を行っておりますので、その基本的な情報となります人口変動の実態、そして、その中で今社会階層と申しましたけれども、社会自体は一樣ではございません。今、こちらのほうで地方という言葉も出てきたのですけれども、一時、日本は同質社会であるというような議論もなされた時期もありますけれども、日本の中でもかなり多様であるということで、特に所得格差との関係で、実は経済学者を中心に少子高齢化も議論されてきてまして、その中から少し社会学というところで、世帯の構造との関連でお話をさせていただきます。

そして、最後に、特に人口変動、人口の構造を規定するのは出生率か死亡率かということになりますと、出生率であるという研究がもう既に60年代の人口学者のほうから出ております。その事実を背景に少子化のメカニズムというのは一体どういうように形成されていて、その結果としての高齢化に対して、東京都あるいは日本がどういうように対応していくのがよしいのかというようなお話を今日はさせていただきたいと思います。

今、日本は一樣な社会だというような言説があったということを申し上げました。最初に、所得格差とか格差社会という話もうその言葉自体はかなり古いなという感じがおありになるかもしれません。どちらかというところ貧困という言葉のほうが多く聞かれる今日このごろなのですけれども、実際に一億総中流社会、要するに日本はみんな中流意識を持っているのだよという言説から、格差社会へという言説へと転換したといった2つの言説がいかに連続性がないかというような話を先にさせていただきたいと思います。

これは国民生活に関する世論調査からのデータです。確かに50年代から70年代にかけて高度経済成長で第1次オイルショックが起こるまで、緑の線、ここの割合が全体の中で自分たちの生活が中ぐらいだよと言っている人の割合がずっと高まっています。その反面、これは全体で100%ですから、全体の人口構造は全然考慮していないのですけれども、私たちの生活はかなり苦しくて下だよと言っている人が反比例して少なくなって、中ぐらいだという人が上がっていきます。このあたりに一億総中流社会の言説というのが経済学者、社会学者等を中心に展開されたのですけれども、その後、1990年代のあたりで格差社会。日本は実はアメリカとの大きな格差を持っているというので、このあたりで展開されています。しかしながら、人々の意識分布はここから見る限りそれほど大きく変わっておりません。

一方、格差社会というのはどういうデータをもとにされたかということ、ジニ係数です。〇〇先生が『日本の経済格差』という新書を書かれたのですけれども、所得の分配の程度、全く所得が完全に配分されている状況から、想定される状況からどれぐらいかけて離れているかということをもってジニ係数をあらわすことができるのですけれども、実はいつからとるかが問題です。あと目盛りをどこでとるかということ、視覚的には変わってきますけれども、ここでのポイントは、全体のジニ係数というのはそれほど大きくは変化していない。しかしながら、世の中ではかなり格差社会になったという、認識が流布しているということがあつた。

次の図でここのラインがどういうものかと申しますと、これは世帯主の生活が苦しいですかどうですかという意識結果なのですけれども、この世帯主そのものが実はこの高齢化の中で高齢化していますから、その中で人口構造がかなり大きく変化はしているのですけれども、ここで世帯主の意識ポイントを1~5のスケール化して、ポイントが小さいほど苦しいと見るのですけれども、結局苦しいと言っている人の割合が非常に多くなっているのです。

では、これはどういうことかということ、格差社会というのは、根拠としたデータというのは所得格差という実態のデータでございました。しかしながら、一億総中流社会で根拠にしたデータというのは意識のデータだったので、つまり、それぞれ2つの言説というのは違ったデータを根拠にしていますので、この2つの間でどれぐ

らの連続性があるかどうかというのは注意深くしなくてはならない。

しかしながら、世の中の全体の社会的な意識みたいなことを社会学では言ったりするのですが、世の中の意識の1つの傾向としては、生活が苦しいよと言っている人がどうも大きくなっているようだという事です。つまり、実態と意識というのは完全には連動してなくて、ただ、ここでのジニ係数というのは社会全体のジニ係数をそれぞれとっていますから、繰り返しますけれども、人口構造そのものも変化していることも考慮に入れていないし、どういう世帯を形成しているか、若い人たちはどういう結婚行動をしているかという変化自体もこの中には混在してははっきりしないまま全体ジニ係数が算出されていることをごさいます。

1つ、所得格差ということでもう一つのデータは、これも皆さんもいろんなところで見てらっしゃると思うのですが、日本がここなのですから、確かに所得格差という点ではここがOECDの平均なのですから、それほど低いとは言えない。でも、すごく高いかどうかというのも比較対象国との関係なのですから、比較的高いほうに位置するでしょうということになっています。

そういうような社会的な位置づけ、国際的な位置づけと言説との関係なのですから、実際の人口構造はどういうように変わってきたかという、これもよくご覧になるピラミッドですが、まずこれが1950年です。高度経済成長という今行くぞという時期、時代なのですから、確かにこの時代は上の社会全体で支えるべき高齢者というのはとても少なく、非常に安定した、ここがいわゆるこれから労働人口に入っていく子供たちとか年少人口なのですから、そういうピラミッド型だったのが、60年たちますと、こんなに視覚的にも非常に不安定な人口構造を呈するようになった。

人口学的には人口のカテゴリーというのは3つに分かれていて、いわゆる年少人口、これは0～14歳、それから生産年齢人口。これは公的な労働統計を全て一応15歳以上ということになるのですが、義務教育とも関連して生産年齢人口が真ん中に来ます。最後、老年人口が65歳以上ということになります。ここでは何が問題かという、皆さんおっしゃっているように、この生産年齢人口が相対的に低くなりますから、年少人口というのは乳児死亡率が低くなっていますので大体0歳だった子も15年たてばこの中に入ってきます。一旦老年人口に入ってしまったて制度的にここが引退期となってしまいますと、後ろ向きにこちらに戻れないということになりますから、ここがどんどんたまっていったらどうしようという話でございます。

ただ、少子高齢化というのは言葉的にはどういうことになっているかという、これは面倒くさい話ですが、実は現在の規模を一定に保つために、死亡率を一定と仮定した場合に出生率がどれぐらいの水準を維持しなければいけないかということで、2.07なのです。ということは、結局これが合計特殊出生率と言われているのですが、このところでは女性人口がどれぐらい大きいかということと、どれぐらい子供が生まれたのかということが関係してきますので、最近の出生率の若干の上昇というのは、実は女性人口の子供を産む人口層の減少のほうが大きかったんで、分母のほうが小さくなりますから、出生率も若干上がったように見えたということになります。結局少子化というのは人口置換水準の2.07よりも下、つまり1975年以来それが続いているのですが、そういう形ですと少子化が75年以来継続されてきたということになります。

では、私たちはこれから50年後どうなりますかということなのですから、これが一番直近の人口推計ですが、出生率がどれだけかという仮定によってこれだけ人口の形は変わってくる。ただ、今よく言われているのは、これもよく見る図なのですから、結局全体の人口規模が小さくなっていくということで、ある委員会では人口規模1億人を目指したらどうかというような中間報告も出しましたが、現状としては減少傾向は明らかです。結局ここでの問題は、人口規模そのものは小さくなるということがこの国土の広さに比例してどう見るとかというとは別なのですから、最も深刻なのは、いわゆる引退層である高齢人口が多くなって年少人口が相対的に小さくなり、支える人口も小さくなるということになります。

国際的に出生率の低下というのをざっと見てみますと、日本というのは大体この一番青の層でございまして、

結局急激に人口がこの50年代のところに下がっています。この急激な出生率の低下が日本の産業化も短い時間に急激に起こりましたので、その産業化の結果としての後発国としての恩恵も受けられけれども、その中に社会的な問題も短期間のうちに凝縮されたということがあるわけです。実は人口変動という点でも急激に出生率が下がっていますので、この急激に下がった出生率というのが、その後の高齢化の急激な全体人口に占める65歳以上割合の上昇という形で急激に高くなっているということになります。

これは欧米を中心に比較したもので、フランスなどは早い時期から高齢化が始まるのですけれども、全体人口の65歳以上人口が7%に達した時期というのは非常に早いのですけれども、それからごくごくゆっくりと高齢化をしているという国なのです。よく言われるのは、実はアメリカなのですけれども、今の出生率のところを見ていただいてもそうなのですが、比較的欧米の中でも人口置換水準を維持している国ということで、ただ、公的な保障という点では不備があるというか、十分ではない国であります。

同じ公的な制度という点ではある意味で似ているのですけれども、これだけ大きな開きがあるというのが日本とアメリカであります。若干誤解がないように申し上げますと、この差は何かということなのですけれども、アメリカは多様な人種によって形成されておりまして、人種によって出生率が大きく違う。特にヒスパニック系というか、メキシコ系を中心とした少数派の出生率が高いということがこの高い出生率に影響しているのですけれども、ただ、子供の貧困という話を転じますと、アメリカというのは非常に高い。つまり、高い出生率を維持はしているけれども、その中で高い格差が混在しているということになります。

このあたりも人口の話なのですけれども、このように社会を支える人口というのはこの程度、どんどん縮小して、これから支えてくれる子供たちもこの程度、小さくなって高齢層が増えている。これも別の見方なのですけれども、人口学的には、従属人口といって、支えなくていけない、扶養しなくてはいけないという人口ということを0~14歳の年少人口と高齢人口という形で2つのグループで足し合わせて、従属人口がどれぐらいあるかということなのですけれども、特に従属人口の中でも高齢層を支えなくてはいけない状況がどんどん顕著になっているということになります。

大体このあたり、次も皆様も常識的に御存じだとは思いますが、この人口の高齢化に伴って、公的な支えがどれぐらい必要になるかという点では社会保障給付費という点で加速度的に起こっている。これは非常に単純なというか、直接的なデータであるのですけれども、ここの中で制度を考えるには、一応65歳以上を高齢者と見て今の高齢化を見てきました。社会保障給付費も年金、医療というところが非常に占める割合が多いのですけれども、今の現時点での制度を見て、特に日本の場合は福祉その他、若年層に恩恵が流れるであろうというのが非常に小さいというのが特徴で、現時点ではこうであったということです。

逆にいえば、人口推計というのは予想するのではなくて、現在の状況がどうかということをして1つの視点にして将来を見通すというか、投影するのが人口推計ということですので、現在が変われば当然将来の見通しも変わってくるということでございます。ですから、高齢者のサイズが大きくなっていますけれども、その高齢者の制度的な位置づけを変えると当然全体の図柄は変わってくるだろうということになります。

これは余り知られていないことかもしれませんが、これは別の報告のところでも使わせていただいたのですけれども、これはお財布の中身がどういうところから収入が来ていますかということなのです。これは、具体的にどの程度誰が家計を支えているのかというところで1つの指標として捉えることができると思うのですけれども、社会学ではインカムパッケージと言っていて、単純に言えば収入構造です。これは世帯主の年齢別に大きな所得をもうけて、労働市場によってもうけた収入と、それから社会的な移転というか、社会保障給付費を中心とした収入と、そして、親からの仕送りとかを中心とした、いわゆる私的にもうけなくてもらっている収入、これは3つでカテゴリーを分けまして、どこから来ているのが多いかというのを世帯主年齢別に見ました。

すると、これも確認という形なのですけれども、やはり60代、70代というのが社会保障給付というのが非

常に重たいよというのはある意味で当然というか、この60代、70代の特に70代以上になりますと、そのほとんどが公的な移転によって生活が支えられているという状況です。

このラインは、全体の世帯主の人口分布です。

実は20代以下というのは、確かにその中で私的移転が多いのです。でも、20代以下の世帯主というのはどういう人たちかというと、学生の一人暮らし。つまり、親から仕送りを受けているという人が多いのです。晩婚化していますから、親元、ここでは50代とか60代前半、ここに若い人たちが入ってきていますので、この統計の中には余り若い人たちというのはいなくて、世代の世帯の所得統計からいうと、やはりこの部分が非常に重くなっているということでもあります。

社会的な移転によって、繰り返しですけれども、高齢層が支えられていて、若い人たちは親から仕送りを受けたりして私的ところで移転を受けている。ただ、若いからといってお父さん、お母さんからみんな移転を受けられるわけではないので、ここは私的な移転というところである意味で格差がここの中で生まれているというように読むことができるかもしれません。

もう一つは、再分配というところでおさらいですけれども、これは1986年の値です。これから3年後の出生率が1.57ということで、1990年の1.57ショックで少子化に急に注目がシフトしていくわけですが、それよりちょっと前のところの等価可処分所得によって算出したジニ係数と、当初所得によって算出したジニ係数の結果ですけれども、その差をもってジニ係数の改善度をみています。当初所得というのは、いわゆる年金と社会的な移転が入っていませんので、その分だけ社会保障制度そのものが高齢層に偏っていますから、ここに大きく偏った形の改善度が見えるということになります。人口構造が全体として高齢化していますので、1986年から2010年にかけては当然高齢層のところの改善度が非常に高くなっていて、この全体の現役層も若干上がっているということになります。

ただ、ここでは世帯主の年齢ごとに見てきたのですけれども、実は世帯構造というのはここでは見ていないのです。高齢者で急に上がっているのですが、高齢者自体の生活の場というのは非常に大きく80年代半ばから2010年にかけて変わっておりまして、ここの中では80年代半ばですと65歳以上の過半数が3世代世帯というところで子供たちも同居していたのですけれども、その場合65歳以上の者は同居する子世代に入るので、この50代とか40代層の中でカウントされていて高齢者としては顕在化していません。しかしながら、2010年になりますと、一人暮らしとか高齢、1人、2人のみという世帯により割合が大きくなりますので、その人たちの所得格差というのはこのところで直接的に見えて、その再分配構造も非常に明確にあらわれてきたということになります。

最初のほうで言説のねじれというところで少し話したのですけれども、全体のジニというのは、細かな全体の中の部分のところがそれほど見えてきません。言い換えれば、それだけの大きな急激な人口構造の中で、それぞれの世帯の中で局所的に格差の拡大とか格差の再生産というのは見えているのですけれども、全体の中ではなかなか見えづらかったのです。

もう少し細かく見てみると、これは貧困率を年齢ごとに算出したのですけれども、貧困率そのものは例えば70歳以上で確かに改善されています。特に高齢者の女性の一人暮らしの貧困率は改善されました。言い換えれば、彼女たちの貧困率はかつて非常に高かったということです。でも、85年の女性年金権が確立されたことに伴って社会保障制度が充実されて、貧困率は改善されているのですけれども、全体の中では他の年齢層に比べてまだ非常に高い。

一方、ここで見えるのは、この生活が苦しいですか、どうですかというのは、全体としては貧困率が比較的低いこの40代、50代の中で非常に大きくなっています。背景に何があるか。これはいわゆる晩婚化ですね。子供たちがなかなか親元を離れなくなった。逆にいえば、身近で自分が面倒を見なくてはならない子供たちが家

を出て行かないということが、世帯主としてはそれなりの収入があるにもかかわらず、気持ち的には生活が苦しいよと言っていることとなります。

今まではデータから、日本社会の実態を示しましたが、これから若干後半にかけて、その読み方というか、議論というところに移りたいのですけれども、おさらいということで、日本の所得格差というのは今まで80年代から90年代にかけて、それから2000年代にかけてということですが、経済学者の〇〇先生らも指摘しているように、人口高齢化と非常に密接に関連していた。言い換えれば、高齢層の所得格差が非常に大きい国が日本であったということです。では、どうして高齢層内の所得格差がそんなに大きいのかということなのですが、それは今、少し申し上げましたけれども、高齢層が生活する世帯の状況が大きく変わっていて、一人暮らしか3世帯というところで経済状況が大きく違っていたということです。それからヨーロッパなどは50代、60歳、あるいは65歳になると、もう一様に働かなくなりますので収入源が年金等になってくるのですけれども、そこの中の差というのは雇用収入に比べると比較的小さく、平等、平準化されるということになるのですけれども、高齢者の中で働いている人と働いていない人の間の格差が非常に大きいということが高齢層内の格差を広げます。

高齢者の働き方が収入構造と連動していて、その高齢者間で違った収入構造が高齢層の格差を拡大しているし、誰と一緒に暮らすのかということが生活水準を大きく左右し、その中で格差を生んでいたということでもあります。

ですから、人口高齢化を格差の観点から見てみますと大きく2つの軸があります。1つは世代間格差でありまして、もう一つはジェンダー格差であります。最終的にはこのジェンダー格差でお話をまとめたいと思うのですけれども、世代間格差というところでも、いわゆる制度のところでは議論されている、現役世代と引退世代という形でのマクロな世代間関係、これは現役世代のサイズと高齢世代のサイズということで、騎馬戦から肩車型へというようなことはいわゆる数の問題です。さらに、実ミクロの世代間関係というのはここの中で絡んでおりまして、それは代表的には親子の関係であります。ですから、扶養する側と扶養される側というのが、いわゆる属性によって特定化されるのがミクロの世代間関係と言うのですけれども親との同居期間が晩婚化によって長期化していますので、その長期化は親の社会的な効果を長期に受ける傾向が出てきたということです。ですから、親の経済的な地位というのが子供の学歴等に反映されて、それが不平等になっていくということも最近やっと日本では言われるようになったのですけれども、格差の国アメリカではそのことについてはもう60年代からかなり積極的に展開された議論でございます。

また、誰と生活するのか、あるいはどれぐらい長生きするのかというのはジェンダー層で違うということ。そして、誰が生計を立てるのかといったときの稼得者が男か女か、あるいはその稼得者としての役割と母役割、妻役割というのがどう連動しているかというのがジェンダー格差としてあらわれていく。日本は、このジェンダー格差が非常に大きいというのが言えます。

今、言ったことをもう少し具体的なところで落としていきますと、少子高齢化を具体的な生活の場から考えてみるとどういうことになるかということ、当然子供が少なくなるのですけれども、実はきょうだい数も少なくなります。ですから、今、一人暮らしが増えたということがありますが、高齢者の方は親族ネットワークをまだ持ってらっしゃるのです。女性の一人暮らしだけでも、弟家族がいるとか、お姉ちゃんがいるとか。でも、子供が少なくなるということはきょうだいも少なくなりますから、親族ネットワークそのものが非常に小さくなるということでもあります。

結婚しない人が増えるということで、日本の場合は婚外子が少ない。これの議論の仕方で注意しないと、婚外子がよいとすると出生率が上がるのかというような議論をなさる人もいますのですけれども、そこは非常に注意しなくてはいけなくて、確かに婚外子が比較的高い国は合計特殊出生率も高いという事実がございます。でも、その背景には、親がどういう親であろうとも子供の福祉を確保するというような社会保障制度がかなり充実してい

る国というのは不平等の程度が比較的小さいのですけれども、結婚しないというのが社会的にスティグマになってきますと、子供の機会の不平等というところで貧困の負の循環が形成されていく。これは子供に親の老後を見てくださいというわけではないのですけれども、やはりこれまで親の老後ということになりますと子供というのがそれなりの役割を担っておりまして、今、意識調査では自分が年寄りになって面倒を見てもらいたくないという結果があるのですけれども、実際に意識と実態というのはなかなか一致しないというのが今までの経験的な観測ですので、それで自分たちが解放されていくとはなかなか言えないということです。

ですから、家族の形が変わりましたし、変わってきました。成人子が親元にとどまる期間も長くなって、家族自体のいわゆる家族のパラサイトとよく言われたのですけれども、パラサイトが高齢化しますと母親を未婚の子供が面倒を見る。100歳の親を80歳の未婚の子供が見るという状況がいわゆるパラサイトと言われていた人たちの高齢化の現状でございます。今、申し上げたように親族規模が小さくなる。

これはどういうことかということ、家族がとてもよいものなので、このすごくいいものがなくなりますよということではありません。だからといって家族を否定するつもりはさらさらないのでけれども、ただ、日本の諸制度が家族というものにかなり依存した形で、その家族というのはどういう家族であるべきというのが非常にある意味で硬直的に定義された形で制度が形成されてきた。ただ、その制度そのものは、こういう前提条件自体が実際に変化し、妥当でなくなってきたら持続可能ではないですよということでもあります。ですから、日本型福祉社会を支えてきたものは社会制度の基層にある家族、含み資産としての家族だったのですけれども、この家族自体のあり方はある意味で非常に画一的に定義されてきたということでもあります。

家族を担う役割というのがジェンダー間で60年代以降の話なのですけれども、明確に定義されて、社会保障制度もその上で設計されてきた。皆保険、皆年金というのが成立したのが1960年代ごろなのですけれども、それは人口構造が非常に底辺の広いピラミッド型のところで将来を投影していましたので、もともと今のような状況はそれぞれの制度が成立したときには全く想定外だったということでもあります。

この想定外だったという誤算を2つの誤算として書いたのですけれども、やはりこれほど急激に世の中が変化するとは、多分その当時思っていなかった。その変化の中身としては、人口学的な少子高齢化で代表されることである。なおかつ、諸制度の社会保障制度を始めとして、多分これも税財政とももちろん密接に絡んでくるのですけれども、諸制度の前提である家族自体が揺らいでいるので、いろんな家族を持った人たちをそういう意味では中立的なという言葉でここで使うのがいいのか私もわかりませんが、でも、ある意味では中立的かつ公平な立場から支えていくべきではないかということでもあります。

ですから、社会保障の制度改革を求める社会経済的な背景としては、働き方が変化して、そこの中では学業が終わって、それからもうフルタイムで働いてずっと家族を形成していて、最初は賃金が低いのですけれども、ライフステージとともに、結婚して子供が増えるとともに家族給として将来を予想することができたような働き方も可能ではそもそもなくなってきた。家族の形態がそれと連動しても変わってきております。マクロの状況では人口高齢化というのがありますので、これがもちろん税財源との観点で密接に関連していますし、ただ、高齢化することによって社会保障費用は自然増いたします。ですから、介護予防というものもありますけれども、ある程度の自然増というのは含まなくてははいけませんので、そういう意味で絶対的に財源が必要になりますから、急に自分の意見をここで税制のところでもしよがないのですけれども、やはり今の課税レベルでは十分ではないことは明らかであると考えております。

最後に少子化のところ少し話をまとめていきたいと思うのですけれども、こういうような人口変動というのは、人口を構成するのは個人ですし、個人が家族を形成するのですが、その家族を形成する一人一人はそれぞれの生き方というものがございます。社会学ではライフコースと言うのですけれども、その生き方そのものが非常にジェンダーによって分断された形で設定されてきたのが日本にあります。

ですから、少子化のメカニズムを考えると、実は大きくタイミングというように言われるのですけれども、晩婚化・未婚化ということですね。これはタイミングが遅れますと出生率が下がってくる。これは誤解を恐れなくて言ってしまうと、もしたくさんの子供を産んでほしいと思われるのであれば、20代の早い時期に子供を産むことがいかに得であるかというところで制度設計するということです。子供を産みつつキャリアもしっかり保障していただかなくてはいけないので、ずっと働き続けることはある意味で必要になってきますけれども、その働き方は非常に柔軟にして、子供を2人、3人産んでもやはりキャリアも形成されるような環境設定を社会制度、環境とも連動してやっていかなくてはいけないということです。

晩婚化や未婚化ということも深刻になって、今50代の男性未婚率は2割を超えました。女性も1割を超えるということになっているのですけれども、その背景には何があったかという、高学歴化とか、キャリア形成において若年労働市場が悪化したということもあるのですけれども、キャリア形成そのものが非常に硬直的であったということ。それと、これだけいろいろ変化をしているにもかかわらず、非常に規範という点では、社会的な価値という点では硬直的な社会であったというのが晩婚化・未婚化の背景にあると思います。

子供の数を決定するのにもう一つの要因として、夫婦間の出生率の低下というのがあるのですけれども、その背景には男女間で明確に分断された役割というのがあるのですけれども、夫の長時間労働、男性の長時間労働がその背景にもありますし、長時間働かないと昇進していないという構造の中で、結果として、例えば総合職をつくったとしても、男女ともに同じような労働市場における地位を達成できてはいないということです。それと教育費との関連で、子育てコストが非常に高いのが我が国でございますので、これが特に高学歴層のカップルの中では、子供を出産するのはなかなか控えていくということでありまして、実は性別役割分業規範というのは、高学歴層あるいは若年層でも高いというようなことが言われていますけれども、この結果は以前からそういうことが言われていて、若い人たちは若干保守的になる傾向が実はございます。

そこの中で大きく3つぐらいの柱で少子化というのは対応すべきではないかと考えています。就労支援、これは複線的な多層的なキャリア支援が必要である。企業とは独立した職業訓練も重要であろうということです。子育て支援というのは、今、子供がいる人たちということなのですけれども、子育て支援でこれは働き方の見直し、男女どものワークライフバランスが必要である。そして、もう一つは、子供というのは親とともにずっと議論されてきて、日本の場合は父親の仕事の家族扶養という形で間接的に子供の支援をされてきたのですけれども、どのような親であろうとも子供から正面切って子供の福祉を考えるということはもしかすると必要であろうと考えます。

そこでは何よりも、教育機会をどういうようにできるだけ公正に提供することができるか、あるいは福祉的にやり直しの機会を出して上げるかということが大きな3つの柱としては少子化に対応するものとしては考えられるのではないかとことです。ただ、やはり短期的にはかなりコストが高いことですので、コストがかかるのは最初はしょうがないということで、中長期的な目標達成をしっかり明示化して評価を入れながら実際に世の中を動かすことが必要ではないかということです。

おさらいなのですが、やはり少子高齢化を生んできた背景としての少子化を考える場合には大きく3つの柱があります。

1つは、晩婚化・未婚化に関しては複線的なキャリア形成とか、固定的な性別役割規範からは脱却する必要があるし、働き方の見直しも行わなくてはならない。

子供のいる世帯といない世帯、これはフランスにおいて非常に重要な柱としての家族政策が展開されているのですけれども、子供を持つことによって損になることをできるだけ最小限に抑える。子供を持たないという結論も確かにあるのだけれども、子供を持つという選択をした場合に、それが経済的なペナルティとは直接的にならないように、子供がいる世帯といない世帯との間で同じ世代で再分配をしていくという考え方があります。ここ

では子育て支援、ワークライフバランスというのは今申し上げましたけれども、最近ヨーロッパなどでは、ケアという概念も積極的に入ってきてワークライフバランスの議論が展開されるということ。

最後は子供の福祉であります。ここは私は非常に弱いところだったとされていて、子供に優しい社会というのは中長期的な持続可能社会を形成するには非常に重要だと考えます。今日は余り移民の話はここでは展開していませんけれども、どういう親であっても日本社会で生活し、日本社会で中長期的に貢献してくれる子供であれば社会が投資をしようとする気概は必要だと感じています。あるいはどんな可能性を持った子がいるとも限りませんので、日本は年齢によって整然とカレンダーがつくられてきた社会なのですからけれども、再チャレンジを適宜入れるような複線的な多層的な制度はこれからますます重要になってくるのではないかと考えます。

そういう意味で、制度そのものは普遍的な福祉制度か、選択的な制度かというのは二項対立的に言われてきたのですけれども、やはりここでの折衷案が日本の新しいモデルとしては提示せざるを得ないのではないかと考えています。その中の折衷案をどこのところで落とし込むかというのはこれからの議論になるかと思うのですけれども、やはり世代内の格差というのが世代間の格差として生まれていきますので、世代内の再分配が重要です。同じ女性の中でも、同じ男性の中でも、あるいは同じ子供がいる世帯の中での再分配も積極的に考えるべきときに来ているのかもしれないということでもあります。

以上が大体私からのお話です。40分ほどとなりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【税制調査担当部長】 ○○教授、ありがとうございました。ただいまの御講演につきまして御質問をいただく前に、会長、副会長にお席にお戻りいただきたいと存じます。恐れ入りますが、少々お待ちください。

【会長】 ○○教授、どうもありがとうございました。

ただいまの御講演につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、お願いします。

【委員】 大変貴重なお話、ありがとうございました。大体有識者の方に御報告いただくと皆さん遠慮するので、とりあえず私が前座として聞くことが多いので申し訳ないのですけれども、よろしくお願いします。

1点目は、最後の子供のいる世帯とない世帯の公平性は、非常に重要な柱になり得るのではないかとということなのですが、税制だけの問題ではなく、ほかの給付とかとセットで考えるべきことかもしれないのですけれども、いわゆる扶養控除のあり方についていかがでしょうか。ありていけば、どの程度の所得控除ないし税額控除あるいは給付ということがイメージ的に必要なのか。実際、子供を育てていると、教育費を中心としてやたら金がかかるし、病気になれば呼び出されるから、すぐ仕事の差し障りが出るとか様々な問題があって相当コストを強いていると思うのです。そこら辺の再分配として、税制ができることの1つとして、どの程度の税額控除でやるか、所得控除でやるかはそもそもあるのですけれども、どの程度の実効的な格差の是正が可能なのかというのが1点教えていただければと思います。

2点目は子供の福祉という観点がすごく大事だと思うのですが、教育のほうで議論していますと、幾ら教育しても出口がないと。つまり、キャリア教育と称して頑張っても所詮、雇用という椅子が限られていると、幾ら教育をやっても結局効果がない。つまり、一生懸命勉強して入れる人がいるということは、そうではない人が入れないというだけであって、全体としては何の生産にもなっていない。これは福祉における就労支援と一緒に。やはり福祉や教育ではこの問題は解決できないのではないかと。解決するふりをしているだけではないか。マクロ的には労働とか総雇用が増えない限りどうしようもないのではないかと気がするのです。というか、少なくとも教育のほうではそういう実感は非常に強いのです。キャリア教育を幾らやっても、あるいは点取り競争を幾らやったからといって、全ての雇用が増えない以上、椅子取りゲームにしかならないということ。あ

るいは生活保護の人を就労に結びつけても、結局ほかの人が仕事をやめているだけです。非正規雇用しかないのだからということになると、労働問題とか総雇用の問題が変わらない限り無理なのではないかというのが2点目の感覚的な気持ちなのです。そこら辺は社会学からいうとどうなのかというのは2点目です。

3点目は、先生の御指摘、出生率が下がったのは50年代とか、それを前提にした皆保険制度も60年、やや古い時代を前提にパステイペンデンス(経路依存)を考えておられると思うのですけれども、この誤算にずっと気づかなかったというほど日本人はばかだったという仮説なのか、それともやはり80年代に気づくチャンスがあったのに、それを失ってしまったのか。どちらかという私は80年代説で、合計特殊出生率が一旦大きく下がるのは80年代半ばで、日本型福祉社会論が出てきたのは80年代ごろです。このときの空虚というか、認識の薄さというか。簡単に言えばジャパン・アズ・ナンバーワンと言われて、舞い上がっていた時代で、最後はバブルによって崩壊するわけです。皆保険制度の最初の設計は確かにそのとおりですけれども、設計の見直しに失敗したというほうがより決定的だったのではないかと。消費税の導入に失敗したのも80年代半ばですね。そこら辺の80年代の挫折から、結局取り返しのつかない日本社会の崩壊を迎えた理由かなと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えなのか教えていただければと思います。

【会長】 お願いします。

【教授】 ありがとうございます。所得控除かどうかという制度のところでは私は専門家ではないので余り的確なお話はできないかもしれないのですけれども、ただ、子供がいる世帯の経済的な支援ということになると、日本ではすぐ給付手当ということになるのですけれども、そういう意味ではより積極的に税制のところで優遇される部分と、手当によって対処される部分があってもよいと思います。というのは実際に子供がいる世帯自体が層化していますので、親の経済状況によって子育て支援の方法を変えてよいのではないかと考えています。

あとは福祉と言っても、確かに現金給付だけではなくて現物給付というか、教育とか医療というのは現物給付にもなっていますので、最終的には現物給付と現金給付の間のバランスをどういう具合にとりながら、その元手を誰に払ってもらおうかということなのですけれども、そのあたりはかなり漠然としかないので、払える人は払っていただいいてよいのではないかと私自身は考えています。教育費についても今までは国立というのが、貧しくても非常に能力があれば国公立に入れるというような理論の立て方もあったのですけれども、実際には実態としてはそうではないので、稼働能力のある親御さんについては払っていただけるような部分と給付型の奨学金というのももう少し充実させながら、そういう意味では投資としての部分というのをうまく財源をちゃんととりながら検討したほうがよい。所得税ベースでもいいかなと思っていますけれども、教育にはやはりお金がかかりますし、コスト感があるというのは確かにそうなのですけれども、やはり長い人生の中で御破算になるのが子供への投資ではないかなと考えています。もちろん、楽観的と言われればそうかもしれないのですけれども、というようには思っています。

それと2点目で、教育があっても実際にそれを活用するところがなければしょうがないのではないかとことなのですけれども、あと教育自体も、要するに職業教育というものも例えば高等教育の中に入れてしまえというような議論もありますし、キャリア教育も積極的に高等教育の中にとり入れるのも実際にあるので、実際に教育を受けた成果を出す場がないと教育自体の意味がないですよねというのはそのとおりでございます。

ただ、現実問題は、そういう場所が全くなくて椅子が全然ないかということ、実は椅子があって、ただ、椅子自体が非常に分断化されているというか、下のほうで若い人たちだけではなくて、お年寄りであるいは外国人と椅子の取り合いをしなくてはいけない部分と、あるいは高いところで平均点の高い、偏差値の高い大学を卒業してキャリアに入っていったというその部分というのは、そこが安泰というわけではないのですけれども、もう少しこの間の違いというのを区別して考えなくてはなりません。要するに、機会そのものを分断させてしまうと子供自体も中長期的にはやる気がそがれるのではないかとというのが私自身感じています。椅子も全体的になくな

るわけではないというか、この点は人口学、社会学の研究者として強調したいのですけれども、子供の数が減って例えば受験戦争が和らいだかという逆でございますので、教育市場そのものが分断してしまったので、上のほうではより強いというか、シビアなというか、激しい競争が展開されているというのが現実で、多分椅子自体もそうなので、単位の問題もありますけれども、現在ある椅子の整備の仕方自体も非常に分断化された形であるというのが現在ではないかなと考えています。

ただ、評価のシステムが、福祉はそのものとしては存在しませんので、その福祉をそれぞれの社会に貢献する側に立っていただくための準備が必要だというのもそのとおりだと私自身も思います。それと2つの誤算というのはもう60年代に返ってしまったのでこれはやり過ぎではないかというのは確かにそのとおりかもしれません。設計の見直しというように、あるいは設計時に間違えてしまったというように言ったほうがあるいはよかつたかもしれない。気づくチャンスがあったにもかかわらず、それをやはり十分に活用できなくてずっと見失い続けた過ちをどういう言葉で表現すればよいのかというのはあるのですけれども、もちろん、1960年までさかのぼって、それからずっと誤算が続いているという単純な図式ではないと思うのですけれども、ただ、1つのパズルというか、ブラックボックスになっているというのは、これだけ変化しているという事実があるにもかかわらず、全く変化しなくて硬直的な事実というののもあって、その典型がある意味でのジェンダーの問題ではないかというように感じています。それは気がつかなかったから悪かったねで済ませるのか、でも、気がついたはよいけれどその修正にはコストがかかります。そこでは既得権の問題もあり、このあたりは難しいのではないかなと感じています。

以上です。

【会長】 では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 御講演、どうもありがとうございました。私は早退させていただくので先に質問させていただきたいと思います。

これは〇〇委員のほうがお専門なのですが、今日の特に25ページの最後の少子化への対策というところなのですが、私がいつも非常に重要なポイントだと思いますが、いかにこれを政策として実現していくときに、民主主義の中でこれの必要性を説いていくかというところが非常に悩ましいなと思っていて、確かに部分的な追い風、例えば今の内閣でこういうところに力を入れようというような話になったときに具体策はないのかと言われた場合には、それは実現する可能性というのが小さく生んで大きく育てるのかわかりませんが、小さく生まれるという形では出てくる。だけれども、やはり私自身が少子化対策の議論を拝見していていつも悩ましいなと思っているのは、国民の中で多くの賛同が得られて、極端に言えば老人福祉よりも子供の福祉のほうをもう少し積極的にやらなければいけないのではないかという声にまでは発展していない。これは当然高齢者の数が多いからとか、そういうようなことがあって、かといって、ますます少子化が進めば高齢者の数が相対的に有権者の中で多くなるからますます声が小さくなってしまおうという懸念も出てくる。

そうするときに、どういう切り口から少子化対策への国民的な同意、合意を形成していけばいいのかということについて何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

【教授】 ありがとうございます。非常に重要な点だと思います。誤解をされては困るなと思ったのですけれども、少子化を改善することを目標にした政策というわけでは実はなくて、そこはレトリックがちょっとありまして、少子化が生まれるメカニズムには晩婚化・未婚化というタイミングの遅れと、結婚した夫婦の出生率の低下が実はあります。これは人口学的な図なので、その結果として少子化という現象があるわけなので、やはり人口というのはある意味での結果ですから、その結果を踏まえた上でその社会をそれでよしとするのか、あるいは出生率が低いからだめではなくて、例えばそれが一人一人の意思決定というところまでいったときに、子供が欲しいけれども、産めないとか、あるいは相手もありますけれども、結婚したいけれども、できないとか、

そういう状況があります。でも、要するに法律婚でなくても一緒にいたいとか、もちろん結婚というか夫婦というのいろんなジェンダーの組み合わせもございまして、自分の中でもどういうアイデンティティを持っているかというのも実は違うとか、そういう現実をちゃんと正面から受けとめてあげようというのが多分一番大切なことではないかと考えています。少子化という対策で名前的には出ているのですけれども、底辺にある考え方ではないかなと思います。

つまり、今の少子化というのが全く問題なしに生まれた現象であるかということ、様々な問題があつてその結果として生まれた1つの現象ですので、その現象を直接的に解決するためのというよりは、その現象を生んだもとの問題を解決するために我々がどう対応すべきか、というところの対策であると考えていますので、逆に言えば政策効果を出産率ではかることは問題があると考えています。

以上です。

【会長】 ほかに、では、お願いいたします。

【特別委員】 今日は大変私も参考にもなり刺激を受けたのですけれども、お話ありがとうございました。特別委員をしております〇〇と申します。

2点だけ、大変素朴な質問で申し訳ないのですが、最初のお話のほうでありましたジニ係数などがこの間余り変わっていない。それから、中流意識も余り変わっていない。しかし、暮らし向きに対する意識は下がっているということが1つ矛盾のようなお話があつたのですけれども、単純に考えると90年代初頭以降、日本の賃金労働者の平均賃金がずっと全体が下がり続けて、今、公務員もあわせて下がってきているという中で、大体周りを見渡せば自分は真ん中ぐらいにいるのだけれども、もう全体が下がってきて、暮らし向きはどんどん厳しくなっている。それは人様も同じ、自分も同じ。中流意識は変わらないのだけれども、もう経済全体がじり貧になっているということの単純なあらわれかなと私などは受けとめているのですが、そういう認識でよろしいのかというのが1つです。

それから、最後のほうで、いわゆる子供さんをたくさん産んでいるというか、子供さんを持っている家庭と、それから子供さんのいない家庭の世代内での税制上の何らかの差をつけるというようなお話が、私は聞き違えでなければちょっとあつたかなと思うのです。以前は確かにディンクスというのですか、2人共働きで子供なしでやっていくのが一番得よというのがあつたと思うのですが、今日の若い世代に子供がいない問題というのは、先ほどお話が出たように、結婚したくてももう主に経済事情でできない、同棲でも結婚でもいいのだけれども、それ自体が難しいという事態や、子供を産むとさらなる出費のために子供をつくれぬなどの事情が非常に大きくなってしまっているのではないかと。そのところに例えば税制を考えたときに、同じ若い世代間で子供がいないから、あなたは子供のいる人の分を助けてあげてよということが言えるのかどうかというのは大変疑問に感じたものですから、その点を2点だけお願いします。

【委員】 〇〇会長、関連質問をいいですか。

【会長】 お願いします。

【委員】 大変貴重なお話、ありがとうございました。今日、私は不勉強でございますが新鮮に感じましたのは、特に印象を受けた言葉は、先生の含み資産としての家族という概念なのですが、これは例えば労働市場に限っての問題ではないと思うのですけれども、扶助、私的な介護も含めて、そういう点のメリット、人でということなのか、それ以外にもっと大きく社会政策を地方行政として進めていく上で、含み資産としての家族という概念をどのように位置づけられるのか、どこまで広げられるのか、御教示いただければと存じます。今の〇〇特別委員の質問に関係していると思いますので、よろしくお願いします。

【教授】 ありがとうございます。では、最初、〇〇特別委員からいただきました質問から始めさせていただきますと思います。

確におっしゃるとおりで、自分が世の中の真ん中にいるということと、生活が苦しいかどうかというのはもちろん連動しないと思います。ですから、そこは余りびっくりしたことではないと。逆にいえば、その全体が社会の中でどのぐらいに位置づくかということは、その中である意味で標準化というか、社会を想定しているもの自体は時代によってそんなに変わりませんので、そういう意味では標準化した自分の位置づけというのと、生活が苦しいかどうかという、もちろん今もらっている賃金がどれぐらい、お給料がどれぐらいとか、あるいはこの子供たちがいつになったら立ち立ってくれるのかとか、介護が必要な親がいるとか、そういうことが全部絡んできますので、そういう意味では乖離しているということはそんなに不思議なことではないというのは確におっしゃるとおりだと思います。

ただ、一億総中流のときの言説的には、やはり真ん中にあるようになったということを自分が意識することになったということが生活水準の改善される1つのあらわれと。ただ、そのときの自分の位置づけそのものも現時点でのお給料だけではなくて、将来に向かった見通しが比較的明確に描くことかできたというか、全体のパイが拡大している時期ですから描くことができたという環境があって、その中で育てなければいけない子供もいたけれども、親とも同居していたけれども、比較的苦しいという気持ちにはならなかったというようなことで、そこは当然乖離すべきところがありました。言い換えれば、1億総中流社会の言説の時代にある意味でそういった乖離が一致した特別な時代だったと言えるかもしれないと思います。

2点目の子供がいない世帯は、確かに子供がいないというのが豊かであって、子供がいるとたくさん子供が大変だよということなのですから、1つよい例なのですが、子供がいないというカップル自体の中が非常に異質性が高いというか、どちらも高収入のカップルで、一緒に会う時間さえない。物理的に子供が持てるような環境ではないというようなカップルもいるでしょうし、中長期的にももう子供は要らないと選択するカップルもいるかもしれません。

ただ、マクロなところで言わせていただきますと、余りお金がなくて学歴が余り高くなくてというところで子供が少ないかという、実はできちゃった婚という現象がありまして、10代から20代の初め、今、晩婚化がすごく進んでいますので、10代とか20代に妊娠するというのは数的には少ないのですけれども、そこで妊娠した子たちの8割が結婚時期と妊娠時期が逆転しているのです。やはりその子たちは親になる準備もできていないし、そのお父さん、大体日本の場合はまだアメリカとかイギリスなどとは違って、一応子どものお父さんと結婚するのですけれども、離婚する確率も高くなるのですが、そのお父さんになる子は学歴、高校を卒業するか、しないかという人たちが多く、非正規で生活をしないでいけないという状況があります。ですから、今の議論は子供がいるかないかというところではっきりした線を書いて税制というよりも、子供の福祉というところで区別して検討することにポイントがあります。子供の側から教育制度というところで保障して、そのところの財源も優遇するときに子供がいる人といない人のところで別立てにするのではなく、所得の水準のところを請求していくということになります。そこは子供がいない世帯の中のディンクスだけではなかなかなくて、子供がたくさんいるところはそもそも経済的に苦しいという傾向が今実態としてはあるということだと思います。

あとは〇〇委員の含み資産のお話なのですが、この言葉は私がつくったなどとそんな僭越なことは全然ございませんで、既にもう70年代、80年代で日本の社会保障給付費の対GDP比が非常に低かったときにできた用語です。その背景には絶対的に高齢者の割合が低かったという人口構造があるのですけれども、その中で特に高齢者が自分の息子夫婦、息子家族と同居して、所得保障とケアの保障を同時に同じ世帯の中で得ることができた。つまり、社会保障的な生活保障を特定世帯の中で家族という1つの場所で得ることができた。本当はそういう家族がいなかったら社会保障給付費はもしかしたら上がったかもしれないという点での含み資産という意味だったので、ただ、そういう意味では三世帯世帯そのものも割合としては少なくなりましたし、高齢者がいるところでも老老介護という形で、年老いた配偶者が年老いた介護者を見るという状況がありますから、今ま

でみたいな家族自体が含み資産となり得る状況というのが全体としては少なくなっているということです。そういう意味では家族にかわるような1つの受け手というか、対策は意識的に展開していかないといけないかなという。つまり、含み資産自体をあるものとしてなかなか前提できなくなっている状況というのはあると思います。以上です。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 簡単に。その含み資産には、精神的なものは入らないのですか。家族のきずなどか。

【教授】 もちろん、家族のきずなどか、家族の大切さとか、それは私はあるというか、当然というか、ずっとあるものだと思います。それを公的な立場でどの程度強調するか、どういう形で家族というものを情緒的なものとして公の機構というか、1つのインスティテューションとして位置づけるかというのは、私は少し注意深くしたほうがよろしいのではないかと考えています。それは実際にそういう家族を持っていない人たちというのがだんだん増えていますので、それを単純に例えば家族を持つことで解決できるかということでも情緒的な側面を強調しても、なかなかそう簡単にはいかない現実のほうが多くなっています。そのところで家族の大切さ、きずなどというのが私は正直個人的にはあるし、ある意味では当然のことだと思いますが、それを当然だとするのは慎重になるべきです。事実、家族がそういうものであるということを前提にできない状況も例えば児童虐待とかも含めてあるわけで、それをただ単に単純に親としての責任で終わらすことができるのかどうかという、虐待をする親自体も、話はそれますが、虐待を受けてきたというような負の連鎖が事実あるというのが現実ですので、その中で家族という特定のケースの中で解決できないような状況が存在するように、そのときに家族の含み資産とか情緒とかきずなどというのを全面的に出すことの危険というのがあるのではないかとというのが感想でございます。

【会長】 それでは、よろしゅうございますか。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 今日は大変ありがとうございました。今日のテーマ、税財政のあり方を考える上での社会的なアプローチというのは前提として非常に大事なことだと思っております、私も某大学の社会学部の卒業なので大変興味深く聞かせていただきました。

先生が先ほどの質問のお答えの中で、出生率で政策の効果をはかるというのはナンセンスだろうというようなお話があったと思うのですが、その点と関連をするのかもしれませんが、1点だけ先生のお考えを伺いたいです。政策によって出生率というのが変わるのかどうかということとをぜひ教えていただきたいです。つまり、出生率が変わるといっては上がるというケースもあるでしょうし、下がるというケースもある。今日のお話の中で税制とか福祉とか、あるいは医療、産業政策、そういうものが政策としていろんなものが打ち出されていく中で、出生率に対する影響というのが実際あると考えるほうがいいのか、それほどいうか、ライフスタイルの問題とかいろんなことがありますので、そんなに政策と出生率というのは連動しないのですよと考えるといいのか、どちらなのか教えてください。

【教授】 連動はすると思います。無関係ではないと思います。ただ、そこでの因果関係が1対1対応、つまり、直接ではないというのがポイントだと思うのです。ですから、例えば出生率と政策が比較的に見える形で連動している国はスウェーデンなのです。スウェーデンは1990年代にかなり経済悪化がありまして、そのときに保障額というのが子育て手当も含めて9割ぐらいあったのが7割にぐんと減りました。すると、出生率も下がったのですけれども、それから経済景気とともに保障額も上がりまして、それとともに出産もキャッチアップされ出生率が回復しました。このように個人個人の行為が、社会保障の観点から見やすい国だとは考えます。

では、その一方、アメリカはどうか。アメリカは公的な家族政策というのを持っていないので、そういう意

味では欧米型、ヨーロッパ型ではありません。それがなくても一応2.00ぐらいが今のアメリカの出生率になっていますから、逆にいえば政策と、いわゆる出生率そのものの値というのが少なくともスウェーデンとは違った関係性がマクロの中ではあるのではないかと考えていまして、そういう意味では日本がこの2つの極端な中でどこに位置するかというのはここで結論づけることはできません。

しかしながら、若い人たちが、これから世の中を担っていくというような人たちがもう結婚したくないとか、恋愛したくないとか、そういう希望であれば、そこをとやかく言う必要はきっとないと思いますけれども、決してそうではないという事実がある限り、そういう希望をできるだけ現実的にしてあげるような社会環境は必要であろうと思います。やりたいけれども、やれないという状況が様々な制度とリンクしている、つまり、キャリアの積み上げた方も長時間働かないと評価してもらえないとか、全体の中で管理職になったときに、女性が1人ぐらいしかいないところはやはりすごくプレッシャーがあるとか、そういうときに意識調査が回ってきて、あなたは管理職になりたいですかといったときに、やはり女の人のほうが管理職になりたくないと言っていますよと、だから管理職をやらなくてもいいのですと、言われたりします。これはパートタイマーと同じような話なのですけれども、結局管理職になるというのは偉くなりたいからなるわけではなくて、一番重要なのは意思決定の場に、いろんな多様な視点と立場を持った人を入れ込むことによって多角的な政策議論ができるというのが最大のメリットだと思っているのです。

そのために最初の第一歩は、ある意味でプレッシャーをかけないと多様性を実現することは難しく、つまり、パイ自体というか、人数自体が少ないですから、男性と女性を比べると、その候補者になる人は絶対的に今残念ながら少ないのです。男性の間にもこういうことを言ったら大変失礼なのですが、管理職の中で、適任の方もいらっしゃるでしょうけれども、そうではない方も入っているかもしれない。その確率というのは、男性の方もゼロではないわけで、そういう状況から数が少ない女性の中で誰を上へ上げようかというときにリスクが高くなるのは当然なのですけれども、でも、やはり20年後、30年後を考えたときに、今、社会問題として内在化している問題が少しでも解決して、結果として、もしかしたら出生率がもう少し上がるという状況があればとてもよい。つまり、キャリアを発展させるということと自己実現することと家庭を持つということがもう少しリンクできるような社会制度が雇用環境も含めて可能であれば、私はそのためだったらある程度の無理をして今は変えていかないといけないという意見であります。

ですから、ナンセンスと言ったら言葉が強すぎる場所があるかもしれないのですが、なかなかそこで評価すると人口ですから、一時的には上がったりがったりするのです。それで、下がったからと政策効果がないから、ではキャリア支援をやめましょうというところには言ってもらいたくないというのが、その背景にある1つの論理であります。

以上です。

【会長】 ほかにいかがですか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 1つは技術的な簡単な質問です。スライドの15です。これに社会保障給付関連とあるのですが、この中身です。例えばこの稼得所得は直接税込みかということです。さらに、社会保障給付には例えば医療とか介護等の現物給付も含まれているのか、それとも現金給付だけなのか、まずこれをお願いします。

【教授】 現物給付、ここは説明が消えてしまっているのですが、現物給付は入っておりません。国民生活基礎調査を使っております。それで社会保障給付費は社会保障給付費関連ですので、児童手当等です。ここの中は全体のところは可処分所得というところで、可処分所得の中で社会保障給付費がどれだけの割合、自分でもうけた所得がどれぐらいということで算出しております。

【委員】 ということは、自分で支払った直接税とは差し引きはしていないということですね。

【教授】 税はこの中の差し引きというか、払った分はそこからは抜いています。可処分ですから。

【委員】 では、とりあえず十分です。もう一つは、出生率への影響の件なのですが、先ほどのお話にも出てきましたが、経済成長との関係です。例えば2006年ぐらいに小泉政権下で景気が上向いたときは出生率は増加していたという記憶があります。長期的に出生率は減少傾向という気はしますが、ここ20年の景気の停滞が出生率の低下を必要以上に悪化させたというのが私の認識ですが、社会学、もしくは人口学ではこのような景気の影響というのはどのように捉えられているのでしょうか。

【教授】 その点、社会学では十分議論されていないところではあるのですが、確かに景気というのは非常に重要だと思います。それは言葉では時代効果と私たちは呼んでいて、例えばどういう時代に就活に入ったか、どういう時代に生まれたというのが結局その後の様々な機会に影響してきますし、その後の賃金にも影響していきますので、そういう意味では人口と経済成長が実際どう連動するかについてわかっていないこともあります。景気というのはそういう意味では非常に重要な背景になっているという理解であります。

【会長】 あといかがですか。どうぞ。

【委員】 申し訳ありません。1点だけ教えてください。

貴重な御報告、ありがとうございました。今日の先生のお話なのですが、タイトルで持続可能な少子高齢社会ということがうたわれているのですが、今日の御報告にもあったように、制度の前提条件となっている家族というのが揺らいでいるのだと思います。これまでは例えば子育てでも高齢者に対するケアについてもある程度家族、あるいはコミュニティで担ってきたのだけれども、家族構造が変わってきて世帯構成が変わってくると、その機能を社会化していくという話になってくると思うのです。

ただ、それを社会化していくというときに、政策として政府が担うとなれば、当然その分財政支出が膨らみます。政府が大きくならざるを得ない。だけれども、再分配の見直しなども入れることによって、その家族機能を補強していけば、もう少し家族のほうで担えるのではないかなという考え方もあります。あるいは少子化対策として就労の環境を整備する支援や働き方の見直しや、企業のほうが働き方、事業に対するいろんな対応を変えていくことで、もう少し働きやすい仕組みができればおのずと子供も生まれてくるだろうし、それがおのずと社会全体にとってプラスになりえます。それは企業が税を払うということ以外に、もう少し社会全体のあり方を考えていくにあたって企業に協力を求めるというか、理解を求めるという考え方にもつながると思うのですが、先生御自身の認識としては、先ほどはもう少し税負担が増えるというのは考えていいのではないかなというようにお話があったのですが、そのあたりのところについてどうのお考えか、非常に大きい質問で恐縮なのですが、教えていただければと思います。

【教授】 ありがとうございます。持続可能と書いたのは、人口構成としてはしばらくはこの少子高齢社会というのは、もう日本は定義的には超高齢社会に入ったのですが、そんなに急激には変わらないだろうということを前提として成長発展させる枠組みを示唆するためです。規模も幾ら試算して出生率がぐんと上がっても減少傾向にあるという、この傾向も大きく変わらないだろう。でも、そういう社会を所与とした形で制度設計していかなくてははいけない。

あと家族の機能ということで、家族がさまざまな家族のケアをなかなか担えなくなったので、それには社会化が必要だと思います。がその一方で、だから個人化と言っているわけでは全然ないのです。制度的にはやはり現時点でインフラというか、制度そのものが個人化に耐え得るような制度では日本は全くありませんので、そこで個人化を議論展開しても現実的ではないと理解しております。

そういう意味で、子供もいるし、高齢者もいるしということであれば、世帯が1つの基礎単位とならざるを得ないということもあって、そのときに家族機能の強化ということ、家族を持つか、持たないか、持たない者はという話になりますから、制度設計としては同時進行的にそういう世帯を支えるような仕組みは必要だろうと思

ます。そういう意味では家族政策だと思えるのですけれども、そのときの家族の定義はかなり多様に大風呂敷でや
ってあげる。それでも、そうではない外れる人たちについての施策も同時進行でやっていくべきと思っていて、
やはり税というのは基本的に財政負担の助け合いだと思っていますので、そういう意味では規模も必要なので、
広いところでずっと薄く広くではもう耐えられ得ないのではないかとこのところがあって、広く浅くの層が一番
もらえるところですから、ここを無視できない。スウェーデン人はよく言うのですけれども、中間層から取っ
ているのが私の国だよとよく言うのですけれども、でも、その分、メリットを実感するサービスを提供しているの
です。負担の見返りを実感させるためには、おそらく借金も必要でしょう。借金してもこれだけの税が上がりました、
だけれども、これだけの制度を自分はずごく享受できるようになりましたということをやまず出しながら
ある程度の増税はやはり必要ではないかと考えています。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、御講演の内容についての質疑応答はこれで終了ということにさせていただ
いて、先ほど積み残しということではございませんが、検討事項についてお認めいただいたわけですが、少し時間
を後ほどということですので、この検討事項等につきまして御意見があれば、今おっしゃっていただけたらと思
いますが、いかがでしょうか。

では、どうぞ。

【特別委員】 今日は〇〇先生のお話も聞いて、それも大変示唆に富んだお話だったので、これからの諮問を
受けての検討事項の中で2つほどぜひ検討の方向として考えていただきたいことを申し上げたいと思います。

1つは、私の最初の質問とも関連するのですが、やはり日本の経済のじり貧状態というのを本当に根本的に解
決していかないと、税制は小さいパイの中でどんどんお互いの責任のなすり合いになっていくという構造があり
ますので、パイを広げる、日本の経済の底上げというのでしょうか、そういうことの中で税制をどのように
割り振っていけば前向きの経済的な効果も含めて税制が働くのかということについて、それは私の問題意識とし
ては、今、消費税が増税されたばかりですので、全体としては確実な税財源ということで消費税が上がっている
わけですが、実際には消費減が起きると必ずしも安定な税収とは言えないのではないかとこの問題意識がありま
すので、経済を前向きに動かしていくという前提のもとで税制を考えるという視点も必要かなと思っております。

もう一つなのですが、地方法人課税のあり方を考える際に、やはり国税の法人税の減税というのが目の前にも
う来ている。それが提起されているという中で、この影響もかなり大きく受けるということが先ほどの試算の表
に出ておりましたが、法人に対する課税のあり方は、例えば東京の税収源としての非常に大きな役割を持ってい
ますので、その大切さと同時に、日本の全体での法人税のあり方は、もっともっときめ細かく取れるところから
ちゃんと取るということを含めて考えなければならぬということで、特に私たちは大手の企業と町で頑張っ
ている中小企業とはかなり明確に区別した法人の税制が必要ではないかと考えておりますので、その点も含めて御
検討いただければと思います。

以上です。

【会長】 ほかにどなたかございますか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 検討事項のほうに関するコメントですけれども、検討事項の1と2というところをもう一度読んで
見ると、私が勝手に抜粋すると、国の動向等を見据えつつ財政調整制度のあり方などについて検討する、という
ふうになる。

もう一個は、国・地方を通じた税財政制度の全体のあり方を考えてほしいと部分的には読めると思っています。

これらの点を考えると、先ほど〇〇委員がおっしゃっていたことは私はすごく同意できることで、どうしても国が動いてからこちらが動くというやり方だと後手後手に回るということになる。なので、こちらからある程度問題を先読みしていくということが恐らく必要になってくるのだらうという認識があります。その上で私が思うことは、東京都の立場からということが非常に重要だということは認知した上で、さはさりながら、東京都を除くほとんどの道府県は、恐らく東京都だけが恵まれている、先ほどエンビーという言葉がありましたけれども、恐らくそれが実態だと思います。

であるならば、国が東京都が持っているであろうと思われるものを東京都自身が水平的財政調整制度に使う、またはそういうものを仕組んでいくというように進んで手を打っておかないと、むしろ向こうにそこへ手を出されてしまい、フリーハンドで絵を描かれてしまう。だとしたら、ある種、東京都が腹をくくって、ここまでだったら出せる、またはこういう経済成長に生きるようなところに関して東京都は自分たちの仮に余剰と思われる部分があるとすれば、それを再分配していくというようなことを考えていくことが、先に手を打つか、戦略的に動くということにつながるのではないかと、今時点で私はそういうように考えているところがあります。実際、他の方も違う意見をお持ちのこともあると思いますけれども、そういう視点から、〇〇委員の言葉をかりるならば建設的な議論ができればいいのではないかと今は考えています。

【会長】 ほかにどうぞ。

〇〇委員、〇〇委員、何か御意見があればお願いします。

【委員】 先ほど〇〇委員から財政調整制度の関連が出ましたので、ここは税制の場ではあるのですが、どうしてもその例として地方交付税のお話が出たものですから、地方消費税を入れることによってまた東京が不利になる。その根拠がどうしても地方交付税の超過財源の話が出るものですから、私どもはかねてからそうではないのではないのだよなという思いがありましたので、税制を論じる際、やはり交付税についても何らかの見解みたいなものは必要かなと思った次第です。

【会長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今、いろんな議論、〇〇先生の講演も聞きましたけれども、我々はいろんな意味で政策的な対応をしなければいけないという部分がたくさんございます。そういう点で東京都の税制制度そのものが根本的に変わるような大きな問題というのを税調の中で、それはある一定の、先ほどの地方というお話が〇〇委員から出ましたけれども、市町村の中の一定の部分を持っていくという意味では、それらに補強して違うのだよという議論がこの中で起こっていただければありがたいなと思っています。

【会長】 〇〇委員、いかがですか。

【委員】 既に御議論がありました、国のほうからとられるかということで、その対策をとというような議論でなくて取り組む、そういう方向で進むのをお願いしたいと思います。

【会長】 では、最後に、両副会長からお言葉があれば頂戴したいと思います。

では、〇〇副会長、どうぞ。

【副会長】 今年は今回の任期の3年目ということです。これまで2回の中間報告を積み重ねてまいりました。その間にも刻々と情勢が変わっております。ただ、先ほど〇〇先生から御講演いただきましたし、一昨年も、また昨年度も少子高齢化に関する、あるいは人口の変化に関する御報告をいただいたうえで議論を始めておまして、そのことを十分考えつつ今回の答申の作成に向けて、今後小委員会を行っていきます。今回は諮問文も変更されている、といいますか、知事が替わられたわけですから当然なのですが、それを受けて新たな議論の立て方も必要になると思います。そういうことを含めて検討を進めていきたいと思っています。

【会長】 それでは、〇〇副会長、どうぞ。

【副会長】 御苦労さまでございます。私は東京都税調が立ち上がったときから、その設立に参加させていた

だいた者なのですが、やはりそのときの議論というのは地方として、自治体として、とりわけ都道府県という47の地方公共団体の中で初めて地方税調を持つ、このことが1つ大きな役割があるのではないかとということがありました。

それから、そのときにやはり国の事業、そして地方の事業、いろいろあるわけでございますが、それに対する税源というのが決められているわけでございますけれども、それが国と地方でその按分の割合というのがおかしいのではないかと。そういう意味では地方としてそこを正していくことを地方の代表としてやっていかなければいけない、こういうことがあって、当時、そういう議論をかんかんがくがくとやらせていただいたわけでございます。

そして、そういう中で昨年の暮れには、国税、地方税、それが分かれているにもかかわらず、国が地方税に手を突っ込んできたと、こういうことでございまして、法人事業税の形の中で暫定的にという形で今まではあったわけでございますが、今度は暫定ではなくて、明らかに恒久税みたいな形で地方税に手を突っ込んできた。これは本当に容認できないということがあるわけでございます。当会は、そういう意味では諮問によって知事にいわゆる答申を出して、知事が地方の代表として47都道府県に知事会を通していろいろこのことをお知らせするのが1つの大きな仕事、役割だと思っているわけでございますが、実際、知事会等を含めて、また知事の本物の行政組織として、本当にそのことを46道府県にきちっと伝えているのかどうか。これが見えないところがあるわけございまして、そういう形をきちっと確立しながら税制の議論をやっていかなければいけないと思っているわけでございます。

ということは、それだけ責任がありますよと、我々、去年の暮れに言っていたのは、地方交付税というのはまさに国税で行うものであって、地方税に手を出して、その税を持って行って対応する仕組みにはなっていないのではないかと。そういう制度だけはきちっと守ってほしい、こういうことを言っていたわけでございます。そういうことがこの間の中で議論ができたらありがたいと思うわけでございます。よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

今年度の検討事項につきましては、先ほど〇〇副会長からもお話がありましたように、小委員会方式で精力的に集中的に検討していく予定であります。

それでは、これで今後の日程等についてのお話を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【税制調査担当部長】 日程でございますけれども、今、お話がございました小委員会を、6月から10月にかけて6回程度開催をしたいと考えております。その上で11月ごろ、答申審議のため総会を2回程度開催させていただきたいと存じます。

説明のほうは以上でございます。

【会長】 ただいまのスケジュールについての説明について、何か御質問、御意見はございますか。

それでは、今年度は事務局からの説明のとおりに進めさせていただきたいと思っております。

ほかに御意見、御質問等、よろしゅうございませうか。

では、以上をもちまして「平成26年度第1回東京都税制調査会」を終了させていただきます。

本日は、本当にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、最後に、〇〇先生、どうも貴重な御講演ありがとうございます。（拍手）

では、以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —